

平成23年度

健全化判断比率および資金不足比率 分析

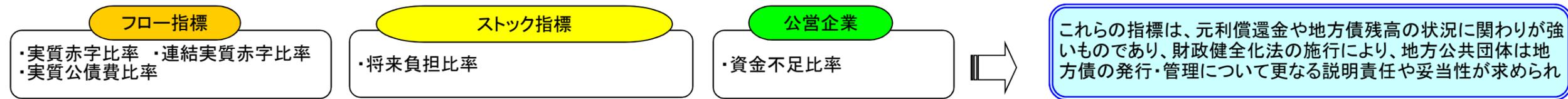
滋賀県近江八幡市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の背景について

これまでの地方公共団体の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法および地方公営企業法）では、次のような課題がありました。

- 課題
- ① 分かりやすい財政情報の開示が不十分な点
 - ② 再建団体の基準がなく早期是正機能がない点
 - ③ 普通会計を中心にした収支の指標のみであり、公営企業会計の収支とも連結した指標がないことに加えて、ストック（負債）に課題があっても対象とならない点
 - ④ 公営企業にも早期是正機能がない点

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という）では、平成20年度（平成19年度決算分）において、各地方公共団体における健全化判断比率等の公表が行なわれた上で、平成21年度（平成20年度決算分）から財政健全化計画の策定の義務付け等が全面的に施行されました。地方公共団体の財政状況を、健全段階、財政の早期健全化、財政再生の3段階に分けて、それぞれの段階における対処について定めることにより財政の健全性を確保することとしたものです。



（単位：％）

健全化判断比率について	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準	概 要 説 明
実 質 赤 字 比 率	-	-	12.62/12.63	20.0	本年度の健全化判断比率は、左記の算定値となりました。全ての算定値において早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画を策定する必要はありません。（※一つでも超えると計画を策定する必要があります。） 健全化判断比率は4比率から構成されており、実質赤字比率は一般会計等の財政状況を示し、連結実質赤字比率は市全体の財政状況を示し、実質公債費比率は単年度の公債費負担状況を示し、将来負担比率は後年度の公債費等負担状況を示します。 例えば収支調整を図るため基金を取り崩すと実質赤字比率は良化しますが、将来負担比率は悪化します。このように1つの比率を下げようとすれば他の比率に影響を及ぼすことから、小手先の財政運営ではなく市全体の現状と将来を見据えた上で財政運営を行わなければ、指標の悪化を招きかねません。また、指標が問題ないから、直ちに、財政状況に問題ないということではなく、今後の財政運営において基金に過度に依存しない体質、地方債の発行・管理における財政規律を維持し、将来世代も含めた納税者にとって納得の得られる財政の健全性を実現していくことが必要です。
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	17.62/17.63	30.0/35.0	
実 質 公 債 費 比 率	8.5	10.7	25.0	35.0	
将 来 負 担 比 率	-	3.1	350.0		

（単位：千円）

標準財政規模について	平成23年度(A)	平成22年度(B)	平成21年度	差引(A)-(B)	概 要 説 明
標 準 税 収 入 額 等	10,963,392	10,999,693	11,775,344	△ 36,301	景気の後退により3ヵ年連続減少を続けています。 普通交付税額は基準財政収入額（標準的に収入が見込まれる額）と基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準で行政サービスを行なう額）の差額により交付されるもので、平成23年度は税収の減少と社会福祉費などの基準財政需要額の伸びで増加しています。普通交付税の振替措置である臨時財政対策債は普通交付税の増加により減少しています。
普 通 交 付 税 額	4,894,822	4,581,230	3,779,482	313,592	
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	1,585,892	1,726,144	1,081,606	△ 140,252	
計	17,444,106	17,307,067	16,636,432	137,039	

◎ 標準財政規模とは

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模のことです。法定普通税（超過税率相当分を除く）、地方譲与税、県税交付金、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などから構成され、各指標算定の分母となります。

実質赤字比率について		平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
一般会計等歳入総額 (a)		29,151,540	30,142,392	△ 990,852	歳入歳出とも前年比で減少しました。金田小学校施設整備の完成に伴うなど教育施設整備による投資的経費の減少やその財源となる市債発行の減少が要因のひとつです。
一般会計等歳出総額 (b)		27,915,750	28,436,632	△ 520,882	
形式収支額 (a)-(b) (c)		1,235,790	1,705,760	△ 469,970	歳入総額から歳出総額を単純差し引きした額です。
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)		109,432	248,640	△ 139,208	当該年度から翌年度に繰り越した事業に伴う財源です。
実質収支額 (c)-(d)		1,126,358	1,457,120	△ 330,762	形式収支が減少したことにより実質収支額は減少しました。
実質収支比率 %		6.45	8.41	△ 1.96	早期健全化基準は12.62%となっていますが、平成23年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、11億2,635万8千円の黒字となるため、実質赤字比率は『-』と表示されます。歳入に見合った歳出として当初予算編成し、年度途中でも新たな歳入確保や経費の節減に努めている結果、黒字となっています。
実質赤字比率 (赤字の場合のみ) %		-	-	-	

◎ 実質赤字比率とは

実質赤字比率は、一般会計等の純不足（赤字）の程度を標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。実質収支比率は、一般会計等の実質収支の程度を標準財政規模に対する比率で、実質赤字比率と逆の意味を示します。

連結実質赤字比率について		平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
一般会計等歳入総額 ①		29,151,540	30,142,392	△ 990,852	平成23年度は、すべての会計の収支を足し合わせた結果歳入総額が歳出総額を上回っており、黒字となっています。
一般会計等以外の特別会計歳入総額 ②		12,384,837	11,958,667	426,170	
公営企業特別会計（法適用）流動資産総額 ③		5,236,019	4,527,413	708,606	地方公共団体の財政状況は、一会計で見るのではなく、連結決算ベースで市全体の財政状況を見るのが主流となっています。例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている公営企業に赤字が発生した場合、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、全体の財政にも大きな影響を与えかねないため、市全体の財政運営を把握することが重要です。
公営企業特別会計（法非適用）歳入総額 ④		2,994,930	2,859,061	135,869	
解消可能資金不足額 ⑤		0	0	0	早期健全化基準は17.62%となっていますが、平成23年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、44億4,483万2千円の黒字となるため、連結実質赤字比率は『-』と表示されます。
歳入総額計 (①+②+③+④+⑤) (a)		49,767,326	49,487,533	279,793	
一般会計等歳出総額 ⑤		27,915,750	28,436,632	△ 520,882	
一般会計等以外の特別会計歳出総額 ⑥		12,339,922	11,931,057	408,865	
公営企業特別会計（法適用）流動負債総額 ⑦		1,995,582	1,811,272	184,310	
公営企業特別会計（法非適用）歳出総額 ⑧		2,909,567	2,763,885	145,682	
歳出総額計 (⑤+⑥+⑦+⑧) (b)		45,160,821	44,942,846	217,975	
形式収支額 (a)-(b) (c)		4,606,505	4,544,687	61,818	
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)		161,673	301,776	△ 140,103	
連結実質収支額 (c)-(d)		4,444,832	4,242,911	201,921	
連結実質収支比率 %		25.48	24.51	0.97	
連結実質赤字比率 (赤字の場合のみ) %		-	-	-	

◎ 連結実質赤字比率とは

全ての会計の赤字や黒字を合計し、公営企業会計も含めた近江八幡市全体の純不足（赤字）の額が、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、市全体の財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。

(単位:千円)

実質公債費比率について

	平成23年度	平成22年度	平成21年度	概 要 説 明
公債費充当一般財源 (a)	2,166,728	2,169,585	2,291,013	これまでより市債(借金)の借入をできるだけ抑制してきたことや補償金免除繰上償還による低利へ借換の効果から、公債費(借金の返済額)は平成16年度をピークに年々減少傾向にあります。
準元利償還金 (b)	1,277,600	1,530,772	1,541,308	準元利償還金は主に公営企業会計への繰出金(一般会計から公営企業会計への補助)に占める公債費の割合により算定されます。病院事業においては、収益改善により一般会計等の負担額(出資金)が減額したことや、公共下水道事業においては、県から流域下水道事業の維持管理負担金の余剰金返還により一般会計等の負担額(繰出金)が減少したことから、準元利償還金は大きく減少しています。
公債費負担額 (a)+(b) (c)	3,444,328	3,700,357	3,832,321	
(a)のうち交付税により措置される額 (d)	1,567,904	1,547,464	1,546,896	これまでより市債を新規発行する(新たな借金)にあたっては、後年度の返済額に交付税措置のある市債の発行に努めてきましたことにより、平成23年度の公債費に対する交付税措置額は公債費の73%程度措置されています。(平成22年度65%程度)
(b)のうち交付税により措置される額 (e)	950,665	877,153	735,202	
交付税により措置される額 (d)+(e) (f)	2,518,569	2,424,617	2,282,098	
標準財政規模 (g)	17,444,106	17,307,067	16,636,432	公債費負担額が前年度から約2億5,600万円減少し、交付税により措置額は約9,400万円増加しましたので、指標の算定となる分子が減少し、分母となる標準財政規模が増加していますので、実質公債費比率は良化しています。
分子となるもの (c)-(f) (h)	925,759	1,275,740	1,550,223	
分母となるもの (g)-(f) (i)	14,925,537	14,882,450	14,354,334	
実質公債費比率(単年度) (h)÷(i) %	6.20252	8.57211	10.79969	平成23年度の単年度では、3ヵ年の中ではもっとも良い比率となりました。今後、ごみ処理施設やJR安土駅、篠原駅の整備等の重点事業が控えているため、借入額が増加する見込ですが、近年の低金利の状況と過去に高い金利で借り入れた返済状況を考慮すると、平成28年度頃から若干数値は悪化するものの、極端に悪化(早期健全化団体の基準などに抵触)することは見込まれない状況です。
実質公債費比率(3ヶ年平均) %	8.5			公債費や公債費に準ずる経費は、先送りができないものであり、また一度この経費が増大すると数年間に渡って同程度の額を支払っていくことになり、短期間で削減することは困難となるものです。よって、一般会計等だけでなく、市全体で公債費の管理に努めます。

◎ 実質公債費比率とは

標準財政規模のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(地方交付税に措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の直近3年間の平均値のことです。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示します。財政健全化判断比率による早期健全化基準の前に、18%以上の団体は公債費負担適正化計画を策定し地方債の発行に際し許可が必要となり、早期健全化基準25%以上の団体は地方債の発行について制限されることとなります。

将来負担比率について	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明
地 方 債 現 在 高 ①	20,869,260	21,028,559	△ 159,299	平成23年度の新規借入額は金田小学校の整備完了による借入減少や交付税の振替措置である臨時財政対策債の減少により、返済額を下回ったことから、残高が減少しました。臨時財政対策債は基準財政需要額算入見込額において全額算入されています。
債 務 負 担 行 為 支 出 予 定 額 ②	0	2,878	△ 2,878	国営日野川土地改良事業の終了により減少しました。
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ③	23,396,565	26,768,265	△ 3,371,700	公営企業会計の中で企業債残高が多いのは、公共下水道事業特別会計（平成23年度末約248億円）と病院事業会計（平成23年度末約138億円）で、将来負担額に大きく影響しています。両会計とも前年度に比べ残高が減少し、病院事業会計は収支改善し公共下水道特別会計は県からの余剰金返還により一般会計等の公債費負担割合が減少しました。
組 合 等 負 担 等 見 込 額 ④	811,753	778,208	33,545	市が加入している一部事務組合は7組合ありますが、負担額が発生するのは東近江行政事務組合、中部清掃組合の公債費だけとなり、その残高も年々減少しています。
退 職 手 当 負 担 見 込 額 ⑤	5,100,543	5,342,444	△ 241,901	一般会計等に属する全職員が平成23年度末時点で退職した場合の負担額です。ここ数年の退職者一部不補充の実施により職員数が減少しており、負担見込額も減少しています。
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額 ⑥	194,527	517,328	△ 322,801	土地開発公社や債務保証を設定している第3セクターの債務についての負担額が算入されます。土地開発公社の短期借入金の減少により債務残高が減少しましたので、負債額等負担見込額が減少しました。
将 来 負 担 額 ①+②+③+④+⑤+⑥ (a)	50,372,648	54,437,682	△ 4,065,034	
充 当 可 能 基 金 ⑦	12,021,199	9,767,786	2,253,413	基金（貯金）については、今後の重点事業に備えて財政調整基金や公共施設等整備基金に積立しましたので、充当可能基金は大きく増加しました。
充 当 可 能 特 定 歳 入 ⑧	7,823,260	9,129,077	△ 1,305,817	充当可能特定歳入は、多くが都市計画税となっていて、都市計画事業にかかる市債（借金）の残高に都市計画税が充当されています。市債残高の減少に加え、H20年度充当率（0.834%）が三カ年平均から外れ充当率が下降したため（充当率▲0.05%）充当可能特定歳入は減少しました。
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ⑨	35,355,372	35,067,177	288,195	以前より市債の発行に際しては交付税措置のある市債を優先してきたことにより、平成23年度末における今後の交付税措置額は将来負担額（①～④）に対して約78.4%の措置がなされています（平成22年度末：約72.2%）。今後も市債発行に際しては、交付税措置など財源の確保に努めてまいります。
充 当 可 能 財 源 等 ⑦ + ⑧ + ⑨ (b)	55,199,831	53,964,040	1,235,791	
標 準 財 政 規 模 (c)	17,444,106	17,307,067	137,039	長引く景気低迷による市税の減少と普通交付税の振替措置である臨時財政対策債の減少より普通交付税の伸びが上回ったため、標準財政規模は増加しました。
算 入 公 債 費 等 の 額 (単 年 度 交 付 税 措 置 額) (d)	2,518,569	2,424,617	93,952	これまでより市債を新規発行する（新たな借金）にあたっては、後年度の返済額に交付税措置のある市債の発行に努めてきましたことにより、平成23年度の公債費に対する交付税措置額は公債費の73%程度措置されています。（平成22年度65%程度）
分 子 と な る も の (a)-(b) (e)	△ 4,827,183	473,642	△ 5,300,825	将来負担額が前年度から約40億6,500万円減少し、充当可能財源等が約12億3,600万円増加しましたので、指標の算定となる分子が減少し、分母となる標準財政規模が増加していますので、将来負担比率はマイナス（負担なし）となり、非常に健全な状況にあります。
分 母 と な る も の (c)-(d) (f)	14,925,537	14,882,450	43,087	しかし、今後平成24年度から4年間は、ごみ処理施設やJR安土駅、篠原駅の整備等の重点事業が控えていることから、市債発行（借金の借入）や基金（貯金）の取崩しに頼らざるを得ないため、将来負担額は増加を見込んでいます。一方、その財源は、長引く景気低迷による税収の減に加えて、平成27年度以降は滋賀県でも少子化社会による人口減少などから、長期的視点においても増加することは難しい状況にあります。
将 来 負 担 比 率 (e) ÷ (f) %	(—) 0.0	3.1	△ 3.1	

◎ 将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を算定するものです。一般会計等の公債費残高や公営企業会計の公債費残高に対する繰入金、退職手当などの将来負担すべき額から、将来負担すべき額に対する財源を除き算定されます。将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を標準財政規模に対する比率で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示します。本比率は早期健全化基準が設けられていますが、財政再生基準は設けられていません。

資金不足比率について		平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	差 引 (C) : (A)-(B)	概 要 説 明			
公 営 企 業 特 別 会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計	流動資産総額 ①	2,615,141	2,305,666	309,475	水道は地域の人々の生活と産業活動を支える重要なライフラインであります。しかし、各施設や管路はかなりの年数が経過し、老朽化が進んでいます。牧浄水場については、平成22年度に着手しました大規模改修工事が完了し、耐震化の完了した施設で給水を開始したところです。 経営面では、平成23年度は、給水戸数が375戸増加したものの、節水機器の普及や需要者の節水意識などにより、給水収益は減少しています。一方で、安全安心な水道水の供給が求められており、老朽管の布設替え等にも計画的に取り組んできたところです。 これからの水道は、安全でおいしい水を供給するとともに、災害に強い安定した水道、また、環境にやさしい水道が求められています。これらの実現を目指すとともに、今後も引き続き健全な経営に努めていきます。	
			流動負債総額 ②	1,030,036	606,841	423,195		
			解消可能資金不足額 ③	0	0	0		
			資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	1,585,105	1,698,825	△ 113,720		
			事業規模 ⑤	1,475,030	1,488,402	△ 13,372		
			資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-		
	病 院 事 業 会 計	流動資産総額 ①	2,620,878	2,221,747	399,131	病院改革プランに基づき健全経営に取り組むとともに、東近江地域の基幹病院として良質で高度な医療サービスの提供に努めてまいりました。収益面では、患者数の増加や新たな施設基準の取得等に伴い、前年比で4億3,618万円の増収となりました。費用面では、ジェネリック医薬品の導入や公募型プロポーザルの実施による薬品や診療材料の購入単価の引き下げ等の経営改善に取り組まれました。その結果、キャッシュフローは平成23年度単年度末時点で6億3,483万円の黒字となり、3億円の時借入金を全額返済することができました。 今後は、研修棟の建設や高規格救急車整備、電子カルテの更新等を推進してまいります。同時に多額の経費を必要としていることから病院改革プランの見直しとしての中長期経営計画の策定を行い、引き続き効率的かつ健全な運営に取り組んでまいります。		
		流動負債総額 ②	965,546	1,204,431	△ 238,885			
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0			
		資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	1,655,332	1,017,316	638,016			
		事業規模 ⑤	10,587,738	10,097,589	490,149			
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-			
	法 非 適 用	特 別 会 計	公 共 下 水 道 事 業	歳入額 ①	2,909,585	2,772,014	137,571	市民の生活の向上と、水質保全を図るために不可欠な都市基盤施設である下水道事業は平成23年度末において整備済面積1,417.4haとなり、整備率84.6%、普及率73.2%、管渠に接続された世帯は前年度より738世帯増加し順次進展が見られます。 平成23年度の歳入のうち使用料収入は水洗化戸数の増加により前年度から745万1千円増加しました。また、繰越事業の増により国庫補助金および事業にかかる市債についても昨年度より増加しています。一方、歳出では流域下水道事業維持管理負担金は減少したものの繰越事業の増による建設改良費と償還金の増による公債費が増加したことにより、前年度より1億4,653万7千円の増となりました。 また、平成23年度市債残高は約248億円と多額なことから、償還金以上の借入を行わないよう努めることで市債残高を減らし、下水道接続世帯の増加や更なるコスト削減を推進することで経営の健全化を図っていきます。
				歳出額 ②	2,876,762	2,730,225	146,537	
				解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
				資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	32,823	41,789	△ 8,966	
				事業規模 ⑤	853,832	846,080	7,752	
				資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
農 業 集 落 排 水 事 業		歳入額 ①	33,104	33,911	△ 807	下水道全体計画区域内の2つの農村地域において、生活環境の改善と公共水域の水質保全などを目的に、平成2年度より農業集落排水事業に着手し、現在約660人分の汚水を処理しています。 平成23年度の歳出については、人件費および施設の維持管理費が減少したため、前年度より85万5千円の微減となりました。しかし、歳入においても、農業集落排水事業は、水洗化率が95.9%と高く、使用人数の減少等により今後も増収が見込めないため、引き続き公共下水道事業との一括管理の効率化に伴う人件費の軽減に努め、加えて施設維持管理を計画的に行い、こまめなメンテナンスにより大規模改修に至ることを防ぐ等の経営改善を実施して歳出の削減に努めています。		
		歳出額 ②	32,805	33,660	△ 855			
		解消可能資金不足額 ③	0	0	0			
		資金不足額・剰余額 (①-②+③) ④	299	251	48			
		事業規模 ⑤	9,465	9,025	440			
		資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-			

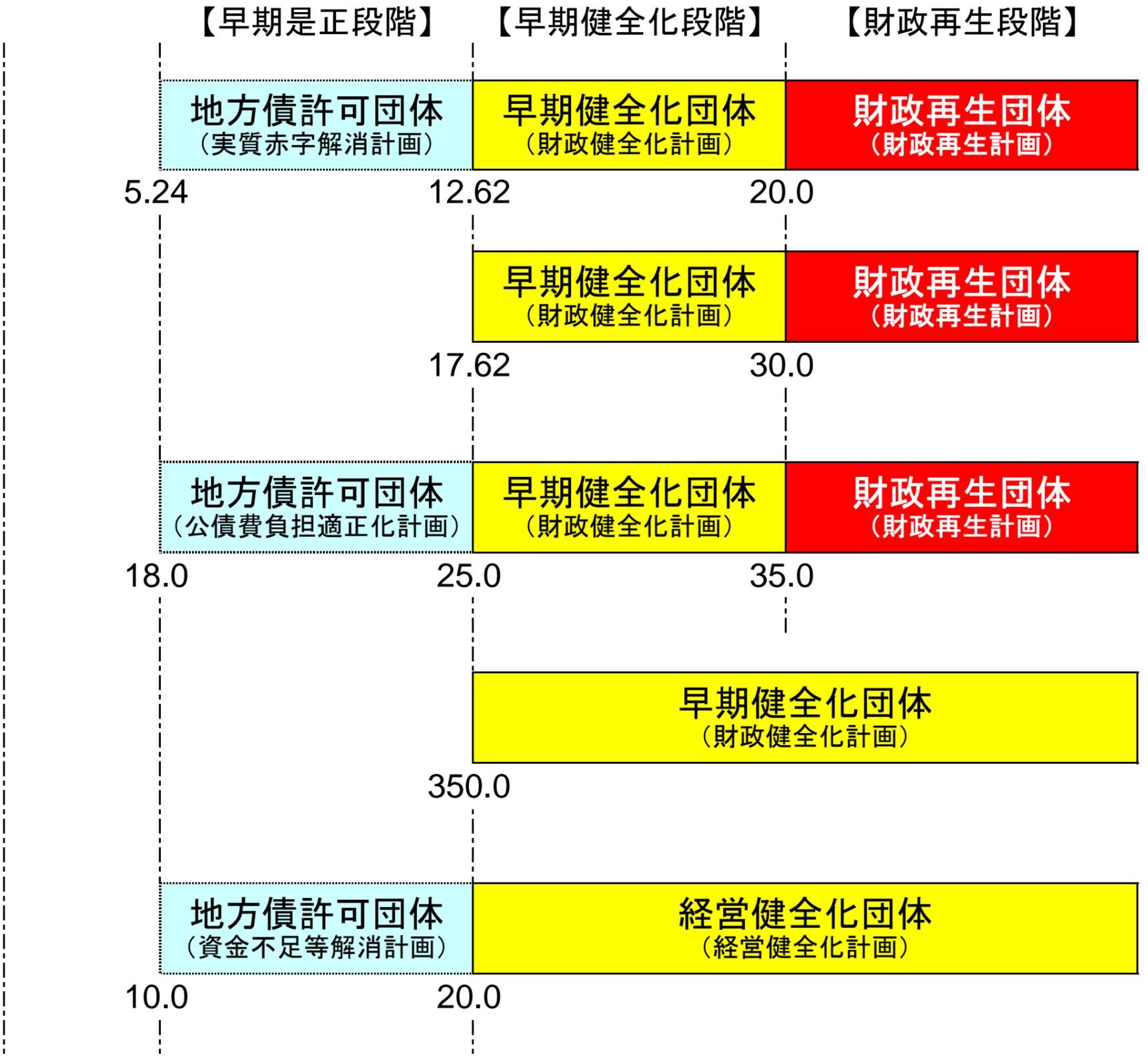
◎ 資金不足比率とは

健全化判断比率と同様に公営企業会計の早期健全化と経営情報の開示を目的に算定される指標で、実質公債費比率と同様に地方債の協議制導入にともない算定されています。現金ベースでの収入と支出の差額による赤字額が、事業規模に占める割合となります。黒字の場合表示されません。早期経営健全化基準は20%です。

早期健全化団体、財政再生団体、経営健全化団体の基準

は近江八幡市の平成23年度決算の数値

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	8.5
将来負担比率	—
資金不足比率	—



近江八幡市の平成23年度決算分にかかる健全化判断比率・資金不足比率の対象

一般会計等	一般会計		実 比 率 赤 字	
	一般会計等に属する特別会計	子ども療育事業特別会計 文化会館事業特別会計		
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連 結 実 質 赤 字 比 率	
				国民健康保険特別会計
				後期高齢者医療特別会計
				介護認定審査会共同設置事業特別会計
				介護保険事業特別会計（保険事業勘定） 介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	実 質 公 債 費 比 率	
		水道事業会計		
		病院事業会計		
		用法非適用企業		
公共下水道事業特別会計	資 金 不 足 比 率			
農業集落排水事業特別会計				
組合等	東近江行政組合		将 来 負 担 比 率	
	中部清掃組合			
	八日市布引ライフ組合			
	滋賀県市町村職員研修センター			
	滋賀県後期高齢者医療広域連合			
	滋賀県自治会館管理組合			
	滋賀県市町村交通災害共済組合			
三セク	近江八幡市土地開発公社			

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。

健全化判断比率の推移

